

「SoftBank ブロードバンドサービス」基本規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 利用料金等 第14条 (支払方法等) 2. 当社は、本規約等において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても受領した利用料金等を返還する義務を負いません。</p>	<p>第4章 利用料金等 第14条 (支払方法等) 2. 当社は、本規約等において明示的に定める場合および支払義務がない利用料金等が既に支払われている場合を除き、受領した利用料金等を返還する義務を負いません。</p>
<p>第6章 本サービスの停止等 第20条 (会員側事由による本サービスの提供停止) 1. (2) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき (利用料金等の権利譲渡が行われたときは、譲受人に対する不払いも含まれます。)</p>	<p>第6章 本サービスの停止等 第20条 (会員側事由による本サービスの提供停止) 1. (2) 支払期日を経過しても利用料金等を支払わないとき (利用料金等の権利譲渡が行われたときは、譲受人に対する不払いも含まれます。)</p>
<p>第20条 (会員側事由による本サービスの提供停止) 1. (3) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき</p>	<p>第20条 (会員側事由による本サービスの提供停止) 1. (3) 利用料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき</p>
<p>第20条 (会員側事由による本サービスの提供停止) 1. (8) 会員の料金等の支払意思が確認できないとき</p>	<p>第20条 (会員側事由による本サービスの提供停止) 1. (8) 会員の利用料金等の支払意思が確認できないとき</p>
<p>第21条 (責任の制限) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。 (1) 基本料金 (2) 従量料金 (本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヵ月の1日当たりの本サービスの平均従量料金 (前6ヵ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。) (注) 上記 (2) の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない</p>	<p>第21条 (責任の制限) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。 (1) 基本料金 (2) 従量料金 (本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヵ月の1日当たりの本サービスの平均従量料金 (前6ヵ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額) により算出します。)</p>

<p>状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均従量料金とします。</p>	<p>(注)上記 (2) の「当社が別に定める方法」により算出した額は、原則として、本サービスを全く利用できない状態が生じた日前の実績が把握できる期間における 1 日当たりの平均従量料金とします。</p>
<p>第 21 条 (責任の制限) 6. 第 2 項および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第 21 条 (責任の制限) 6. (削除)</p>
<p>第 22 条 (免責) 5. 当社は、前条および本規約等に明示的に定める場合を除き、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>	<p>第 22 条 (免責) 5. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第 22 条 (免責)</p>	<p>第 22 条 (免責) 6. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「接続機器レンタル個別規定」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第5条 (ファームウェアのバージョンの更新)</p> <p>2. 前項の場合、レンタル会員にレンタルしている各接続機器が当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し(各接続機器がADSLサービスに係るサービス会員回線に接続され、かつ、各接続機器の電源が投入状態である必要があります)、各接続機器に含まれるソフトウェア(以下「ファームウェア」といいます。)のバージョンを更新する場合があります。</p>	<p>第5条 (ファームウェアのバージョンの更新)</p> <p>2. 前項の場合、レンタル会員にレンタルしている各接続機器が当社のネットワークの規格、仕様等に適合すべく、自動的に当社の電気通信設備に接続し(各接続機器がADSLサービスに係るサービス会員回線に接続され、かつ、各接続機器の電源が投入状態である必要があります)、各接続機器に含まれるソフトウェア(以下「ファームウェア」といいます。)のバージョンを更新する場合があります。更新にあたり、当社は接続機器の端末識別情報(MACアドレス等)を取得いたします。</p>
<p>第7条 (会員の義務)</p> <p>1. レンタル会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、各接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1)各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸、転売、オークション等への出品、その他の処分</p> <p>(2)各接続機器の分解、解析、改造、改変等</p> <p>(3)各接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等</p> <p>(4)各接続機器の著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)</p> <p>(5)契約外の不正使用</p> <p>(6)各接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為</p> <p>(7)各接続機器の日本国外持ち出し</p>	<p>第7条 (会員の義務)</p> <p>1. レンタル会員は、善良なる管理者の注意をもって、維持、管理するものとし、各接続機器の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。</p> <p>(1)各接続機器の第三者への譲渡、質入れ、転貸、転売、オークション等への出品、その他の処分</p> <p>(2)各接続機器の分解、解析、改造、改変等</p> <p>(3)各接続機器の損壊、破棄、紛失、滅失等</p> <p>(4)各接続機器の著しい汚損(シール貼付、削切、着色など)</p> <p>(5)契約外の不正使用</p> <p>(6)各接続機器の説明書に記載されている禁止事項に該当する行為</p> <p>(7)各接続機器の日本国外持ち出し</p> <p>(8)当社が認める場合を除き、各接続機器を移動、取りはずし、変更、または各接続機器に線条その他の導体を接続する行為</p> <p>(9)当社が認める場合を除き、各接続機器に他の機械、付加物品等を取り付ける行為</p>
<p>第8条 (故障等)</p> <p>1. レンタル会員にレンタルされた各接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、当該各接続機器を正常な各接続機器と取り替えます。</p>	<p>第8条 (故障等)</p> <p>1. レンタル会員にレンタルされた各接続機器が正常な使用状態で故障、破損または滅失等(以下「故障等」といいます。)により正常に動作しなくなった場合、当社は、レンタル会員に対し、正常に動作する各接続機器を提</p>

<p>この場合、レンタル会員は当社が別途定める方法に従い、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします（各接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除きます）。なお、各接続機器の故障、破損等がレンタル会員の責めに帰すべき事由による場合は、レンタル会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p>	<p>供します。この場合、各接続機器が全部滅失して送付が不能な場合を除き、レンタル会員は当社が別途定める方法に従い、正常に動作する各接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月 20 日までに、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に送付するものとします。なお、上記期日までに故障等の生じた各接続機器が返還されなかった場合は、会員は、当社が別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p>
<p>第 8 条（故障等）</p> <p>2. 各接続機器の故障等に関する当社の責任は、前項に定める対応を実施すること以外一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第 8 条（故障等）</p> <p>2. 各接続機器の故障等に関する当社の責任は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、前項に定める対応を実施することに限るものとします。</p>
<p>第 8 条（故障等）</p> <p>3. 各接続機器の故障、破損、紛失または滅失等が火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、または異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力による場合は、レンタル会員は、別途定める「修理交換料金」及び当社が故障等の原因調査、または取り替え等の必要な措置に要した費用の一切を負担するものとします。但し、当社が別途提供するオプションサービスの適用により、各接続機器の修理交換を受ける場合はこの限りではありません。</p>	<p>第 8 条（故障等）</p> <p>3. レンタル会員の責めに帰すべき事由、または火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、もしくは異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力に基づき、各接続機器が故障等により正常に動作しなくなった場合は、各接続機器が全部滅失して返還が不能な場合を除き、レンタル会員は、別途定める「修理交換料金」を負担することにより、正常に動作する各接続機器との交換を請求することができます。この場合、会員は、故障等の生じた各接続機器を当社が指定する場所に返還するものとし、正常に動作する各接続機器を受領したことを当社が確認した日の属する月の翌月 20 日までに、故障等の生じた各接続機器が返還されなかった場合、会員は、「修理交換料金」に代えて、当社が別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。レンタル会員の責めに帰すべき事由、または火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、もしくは異常電圧などの外部的要因その他の不可抗力に基づき、各接続機器が全部滅失して返還が不能となった場合、会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとし、当社は正常に動作する各接続機器を提供するものとします。</p>

<p>第 8 条（故障等）</p>	<p>第 8 条（故障等）</p> <p>4. 各接続機器の盗難・紛失が生じた場合、当社は、レンタル会員に対し、正常に動作する各接続機器を提供します。この場合、レンタル会員は、別途定める「違約金」を当社の定める方法により支払うものとします。</p>
<p>第 11 条の 2（パーソナルデータの取り扱い）</p> <p>2. 本サービスに係るモデムの交換・故障修理を行う場合、日本裕展貿易株式会社は、製造番号(IMEI 番号)等の契約者情報を取得し、日本裕展貿易株式会社のプライバシーポリシーに従い取り扱うものとします。</p>	<p>第 11 条の 2（パーソナルデータの取り扱い）</p> <p>2. 本サービスに係るモデムの交換・故障修理を行う場合、当社は、接続機器製造事業者に対し、以下の情報を提供する場合があります。</p> <p>提供先（接続機器製造事業者）：日本裕展貿易株式会社 目的：機器の修理及び故障原因の解析のため 対象情報：機器の製造番号(IMEI 番号)等</p>

「BB フォン個別規定」新旧対照表

<p>改定前 (2021年9月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第7章 BB フォンの利用停止等 第18条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、BB フォンが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に相当する料金相当額とします。なお、BB フォン会員が BB フォンの提供をうけることができなかつたことにより通常生ずべき損害の額が当該料金相当額以上であることを証明した場合には、その損害額をもって損害賠償の額とします。</p>	<p>第7章 BB フォンの利用停止等 第18条 (責任の制限) 2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、BB フォンが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）に相当する料金相当額とします。ただし、BB フォン会員が BB フォンの提供をうけることができなかつたことにより通常生ずべき損害の額が当該料金相当額以上であることを証明した場合または会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合であつて、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因するときには、その損害額をもって損害賠償の額とします。</p>
<p>第18条 (責任の制限) 3. (2)通話料(BB フォンを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前6ヶ月の1日当たりのBB フォンの平均通話料（前6ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）</p>	<p>第18条 (責任の制限) 3. (2)通話料(BB フォンを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する月の前3ヶ月の1日当たりのBB フォンの平均通話料（前3ヶ月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）</p>
<p>第18条 (責任の制限)</p>	<p>第18条 (責任の制限) 6. 本条第2項の場合を除き、本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、料金相当額の1か月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 7. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、基本規約および本規定にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「BBセキュリティ」サービス個別規定」新旧対照表

<p>改定前 (2020年6月10日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 責任 第12条(保証・責任の制限)</p> <p>5. 本サービスの提供にあたり、当社の責めに帰すべき事由により本サービス会員に損害が生じた場合には、本サービス会員が当該損害の生じる直前の1年間に本規定第9条に基づいて当社に支払った本サービスの利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします(すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。但し、当社の故意、または重過失により生じた場合はこの限りではありません。</p>	<p>第4章 責任 第12条(保証・責任の制限)</p> <p>5. 本規約に明示的に定める場合を除き、本サービスに関連して発生した本サービス会員（消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービス会員が当該損害の生じる直前の1年間に本規定第9条に基づいて当社に支払った本サービスの利用料金の合計額を限度とし、かつ直接損害に限り賠償いたします(すなわち逸失利益、結果損害その他の間接損害は、一切賠償の対象とはなりません)。但し、当該損害が、当社の故意、または重過失により生じた場合はこの限りではありません。</p>
<p>第12条(保証・責任の制限)</p> <p>6. 本サービスを提供する機器の故障、トラブル、停電、通信回線の異常ならびにシステム障害等の当社の予想を超えた不可抗力により本サービス会員情報その他本サービス会員に関するデータが消失、紛失等することがあります。当社は、当社に故意または重過失がある場合を除いて、かかる事態の発生により本サービス会員情報その他本サービス会員に関するデータが消失、紛失等した場合、これにより発生した損害につき一切責任を負わないものとします。</p>	<p>第12条(保証・責任の制限)</p> <p>6. 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>第12条(保証・責任の制限)</p>	<p>第12条(保証・責任の制限)</p> <p>8. 当社は、本サービス会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該本サービス会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「SoftBank ブロードバンドオプションサービス」基本規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第1章 総則 第1条(規約の適用)</p> <p>1. ソフトバンクモバイル株式会社(以下「当社」といいます。)は、SoftBank ブロードバンドオプションサービス基本規約および個別規定に従い、「SoftBank ブロードバンドオプションサービス」(第2条1項1号に定義)を会員に対して提供します。</p>	<p>第1章 総則 第1条(規約の適用)</p> <p>1. ソフトバンク株式会社(以下「当社」といいます。)は、SoftBank ブロードバンドオプションサービス基本規約および個別規定に従い、「SoftBank ブロードバンドオプションサービス」(第2条1項1号に定義)を会員に対して提供します。</p>
<p>第4章 利用料金等 第14条(支払方法等)</p> <p>2. 当社は、本規約等において明示的に定める場合を除き、いかなる理由があっても受領した利用料金等を返還する義務を負いません。</p>	<p>第4章 利用料金等 第14条(支払方法等)</p> <p>2. 当社は、本規約等において明示的に定める場合および支払義務がない利用料金等が既に支払われている場合を除き、受領した利用料金等を返還する義務を負いません。</p>
<p>第6章 本サービスの停止等 第21条(責任の制限)</p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の故意または重過失により会員が本サービスを全く利用できない状態(本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、3営業日を超えてその状態が継続したときに限り、本サービスの利用料金(会員が定額の利用料金を支払っている場合における当該定額部分に限ります。次項において同じとします。)の減額および会員に現実に生じた損害の賠償請求に応じるものとします。</p>	<p>第6章 本サービスの停止等 第21条(責任の制限)</p> <p>2. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、会員が本サービスを全く利用できない状態(本サービスの利用に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、3営業日を超えてその状態が継続したときに限り、本サービスの利用料金(会員が定額の利用料金を支払っている場合における当該定額部分に限ります。次項において同じとします。)の減額および会員に現実に生じた損害の賠償請求に応じるものとします。</p>
<p>第21条(責任の制限)</p> <p>3. 前項により減額される利用料金の額は、会員が本サービスを全く利用できない状態にあった時間数に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、会員が本サービスを全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。当社は、いかなる場合においても、</p>	<p>第21条(責任の制限)</p> <p>3. 前項により減額される利用料金の額は、会員が本サービスを全く利用できない状態にあった時間数に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、会員に現実に発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、会員が本サービスを全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。ただし、会員が消費者契約法第2条</p>

<p>かかる額を超えて損害賠償義務を負わないものとします。</p>	<p>第 1 項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第 22 条(免責) 3. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>第 22 条(免責) 3. 当社は、本規約等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>第 22 条(免責) 5. 当社は、前条および本規約等に明示的に定める場合を除き、会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>	<p>第 22 条(免責) 5. 本規約等に明示的に定める場合を除き、本サービスに関連して発生した会員（消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外の会員（法人等）を除きます。）の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の 1 ヶ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p>
<p>第 22 条(免責)</p>	<p>第 22 条(免責) 6. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「SoftBank ブロードバンドオプションサービス」基本規約
「BB ソフト」サービス個別規定」新旧対照表

改定前 (2014年10月2日付)	改定後 (2023年6月1日付)
<p>第4章 雑則</p> <p>第19条 (サービス提供に関する免責事項)</p> <p>3. 当社および各コンテンツプロバイダーはソフトウェアについて、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。また、ソフトウェアを使用できないこと、あるいはソフトウェアの利用に基づく BB ソフト会員のデータの損失に関する全ての責任について、当社および各コンテンツプロバイダーは一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>第4章 雑則</p> <p>第19条 (サービス提供に関する免責事項)</p> <p>3. 当社および各コンテンツプロバイダーはソフトウェアについて、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとします。</p>
<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項)</p>	<p>第19条 (サービス提供に関する免責事項)</p> <p>5. 当社は、本規定の他の条項にかかわらず、天災地変、原因不明のネットワーク障害等の不可抗力により生じた損害については、一切の責任を負わないものとします。</p> <p>6. BB ソフトに関連して発生した BB ソフト会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、BB ソフトの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。</p> <p>7. 当社は、BB ソフト会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第23条 (責任の制限)</p> <p>BB ソフトの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により BB ソフト会員が BB ソフトを利用し、または利用することができず、これにより BB ソフト会員に損害が生じた場合、当社は BB ソフト会員が当該事由に基づき直接かつ現実に被った損害に限り、また、当該損害の原因となった BB ソフトについて BB ソフト会員が直前の1年間 (BB ソフト会員の当該 BB ソフトの利用期間が1</p>	<p>第23条 (責任の制限)</p> <p>BB ソフトの提供にあたり、当社の責に帰すべき事由により BB ソフト会員が BB ソフトを利用することができず、これにより BB ソフト会員に損害が生じた場合、当社は BB ソフト会員が当該事由に基づき直接かつ現実に被った損害に限り、また、当該損害の原因となった BB ソフトについて BB ソフト会員が直前の1年間 (BB ソフト会員の当該 BB ソフトの利用期間が1年間に満たな</p>

<p>年間に満たない場合は実際の利用期間) に当社に支払った利用料金を上限として、その損害を賠償するものとします。</p>	<p>い場合は実際の利用期間) に当社に支払った利用料金を上限として、その損害を賠償するものとします。ただし、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
---	---

「とく放題(B)会員規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が合理的根拠に基づき不適切と合理的に判断する行為</p>
<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。</p>	<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が合理的根拠に基づき営業上または技術上やむを得ないと合理的に判断した場合。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 6. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 7. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利</p>

<p>用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項) 7. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項) 8. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>

「BB ライフホームドクター」サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第5章 会員の義務等 第22条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第5章 会員の義務等 第22条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が合理的根拠に基づき不適切と合理的に判断する行為</p>
<p>第6章 サービスの中断、停止等 第24条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。</p>	<p>第6章 サービスの中断、停止等 第24条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が合理的根拠に基づき営業上または技術上やむを得ないと合理的に判断した場合。</p>
<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金 (当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 5. 本サービスに関連して発生した会員 (消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員 (法人等) を除きます。) の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 6. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外 (法人等) の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら</p>	<p>第25条 (サービス提供に関する免責事項) 7. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら</p>

<p>一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第 25 条（サービス提供に関する免責事項） 7. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 25 条（サービス提供に関する免責事項） 8. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>

「BB マルシェ by 大地を守る会」サービス利用規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が合理的根拠に基づき不適切と合理的に判断する行為</p>
<p>第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。</p>	<p>第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が合理的根拠に基づき営業上または技術上やむを得ないと合理的に判断した場合。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間 (24時間の倍数である部分に限ります。) について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金) の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 6. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 7. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を</p>

<p>与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項) 7. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項) 8. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>

「BB お掃除&レスキュー」サービス利用規約」新旧対照表

改定前 (2022年4月1日付)	改定後 (2023年6月1日付)
<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が不適切と判断する行為</p>	<p>第4章 会員の義務等 第10条 (禁止事項) 1. (12)その他、当社が合理的根拠に基づき不適切と合理的に判断する行為</p>
<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が営業上または技術上やむを得ないと判断した場合。</p>	<p>第5章 サービスの中断、停止等 第12条 (本サービスの中止・中断) 2. (2)前号の他、当社が合理的根拠に基づき営業上または技術上やむを得ないと合理的に判断した場合。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 3. 前項の場合における損害賠償の範囲は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応した本サービスに係る料金(当社が別に定める料金表に規定する利用料金)の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。但し、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 第2項の場合および当社の故意または重大な過失により損害が生じた場合を除き、当社は本サービスの会員に対し、一切の賠償責任および料金の返還義務等を負わないものとします。</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 5. 本サービスに関連して発生した会員(消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員(法人等)を除きます。)の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。但し、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。 6. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外(法人等)の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>
<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 6. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら</p>	<p>第13条(サービス提供に関する免責事項) 7. 会員は、本サービスの利用およびその結果につき自ら</p>

<p>一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>	<p>一切の責任を負うものとします。万一、本サービスの利用に関連し他の会員やその他の第三者に対して損害を与えた場合、当社に対して当該会員やその他の第三者から何らかの請求または訴訟が提起された場合、当該会員は、自らの責任と費用負担において当該請求または訴訟を解決し、当社を一切免責するものとします。</p>
<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項) 7. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>	<p>第 13 条(サービス提供に関する免責事項) 8. 本サービスの特典は、サービス提供会社が定める利用規約・利用条件により提供されるものであり、特典の利用に関して発生したトラブルについては、当社は一切責任を負いません。</p>

「BB サポートワイド会員規約」新旧対照表

<p>改定前 (2022年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>2. 本特典では、当社よりレンタルしている接続機器等が故障、破損、紛失、滅失し、レンタル規定で別途定める「修理交換料金」支払い事由が発生した際に、当該費用を免除します。</p>	<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>2. 本特典では、当社よりレンタルしている接続機器等が故障、破損、滅失等（以下「故障等」といいます。）し、会員に当社が別途定める「違約金」もしくは「修理交換料金」の支払い義務が発生した場合、または接続機器等の盗難・紛失が生じ、会員に「違約金」の支払い義務が発生した際に、当該支払い義務を免除します。ただし、このうち、接続機器の返還義務が生じたにもかかわらず会員が接続機器を返還しなかった場合の「違約金」は本特典の対象外とします。</p>
<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>3. 本特典は、以下の場合には適用されません。</p> <p>(1) 機器レンタル規約 第10条第1項に違反する行為（ただし、同項第3号の行為は故意による場合に限りません。）により前項の「修理交換料金」支払い事由が発生した場合</p> <p>(2) 本特典の適用が、通常の利用では生じない程度の回数または頻度で行われている場合</p> <p>(3) 合理的な理由に基づき虚偽申告であることが疑われる場合</p> <p>(4) 前各号のほか、合理的な理由に基づき本特典の適用が不適切又は不相当であると認められる場合</p>	<p>第6条の2 (会員特典)</p> <p>3. 本特典は、以下の場合には適用されません。</p> <p>(1) 会員の故意による行為又は不作為により前項の「違約金」または「修理交換料金」の支払事由が発生した場合</p> <p>(2) 本特典の適用が、通常の利用では生じない程度の回数または頻度で行われている場合</p> <p>(3) 合理的な理由に基づき虚偽申告であることが疑われる場合</p> <p>(4) 前各号のほか、合理的な理由に基づき本特典の適用が不適切又は不相当であると認められる場合</p>
<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの一部または全部を中断することがあります。</p> <p>(1) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。</p> <p>(2) 運用上あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難な場合。</p>	<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員に事前に通知することなく、本サービスの一部または全部を中断することがあります。</p> <p>(1) 火災、停電、天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。</p> <p>(2) 当社が合理的根拠に基づき運用上あるいは技術上本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により本サービスの提供が困難と合理的に判断した場合。</p>
<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>2. 当社は、前項に基づく中断により、会員または第三者</p>	<p>第12条 (本サービスの中断)</p> <p>2. 前項第2号に基づく中断により、会員が損害を被った</p>

<p>が被ったいかなる不利益、被害について、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。</p>	<p>場合の当社の損害賠償責任は、当社に故意または重大な過失がある場合をのぞき、本サービスの利用料金の1ヶ月分を上限とします。</p>
<p>第13条（本サービスの利用の停止）</p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前の通知または催告をすることなく、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わないとき。</p> <p>(2) 本サービス利用料金の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジット会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。</p> <p>(3) その他本規約のいずれかの条項に違反したとき。</p> <p>(4) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。</p> <p>(5) その他、本サービスの利用にあたり合理的な理由に基づいて、不適切・不相当と認められる行為の場合。</p>	<p>第13条（本サービスの利用の停止）</p> <p>1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前の通知または催告をすることなく、本サービスの利用を停止することがあります。</p> <p>(1) 支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わないとき。</p> <p>(2) 本サービス利用料金の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジット会社からクレジット利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。</p> <p>(3) その他本規約のいずれかの条項に違反したとき。</p> <p>(4) 当社が提供する他のサービスの会員の場合で、当該サービスの利用停止事由が発生したとき、またはこれらの利用を停止されたとき。</p> <p>(5) その他、本サービスの利用にあたり、当社が合理的な根拠に基づいて、不適切・不相当と認められる行為と合理的に判断した場合。</p>
<p>第14条（責任の制限）</p> <p>2. 本サービスの提供にあたり、当社の故意または重大な過失によりお客様が損害を被った場合は、前項に規定する損害賠償の制限規定は適用されないものとします。</p>	<p>第14条（責任の制限）</p> <p>2. 会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、前項に規定する損害賠償の制限規定は適用されないものとします。</p>
<p>第14条（責任の制限）</p> <p>3. 本サービスをご利用中に当社がお客様に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合については、その責を負わないものとします。</p>	<p>第14条（責任の制限）</p> <p>3. 本サービスをご利用中に当社が会員に損害を与えた場合で、当社が当該損害の発生を事前予期できない場合については、その責を負わないものとします。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第14条（責任の制限）</p>	<p>第14条（責任の制限）</p> <p>5. 当社は、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外（法人等）の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規約にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。</p>

「公衆無線 LAN 個別規定」新旧対照表

<p>改定前 (2020年4月1日付)</p>	<p>改定後 (2023年6月1日付)</p>
<p>第6章 公衆無線 LAN の停止等 第14条 (責任の制限)</p> <p>2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN をすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、公衆無線 LAN 会員に現実が発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN をすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。ただし、当社の故意または重過失による場合はこの限りではありません。</p>	<p>第6章 公衆無線 LAN の停止等 第14条 (責任の制限)</p> <p>2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN をすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間 (24 時間の倍数である部分に限ります。) に応じて算出するものとします。また、前項の損害賠償の範囲は、公衆無線 LAN 会員に現実が発生した通常損害の範囲に限られるものとし、かつその総額は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN をすべての提供区域において全く利用できない状態にあった時間に相当する利用料金相当額を上限とします。ただし、会員が消費者契約法第2条第1項に定める消費者の場合、当社の故意または重大な過失があるときは、この限りではありません。</p>
<p>第15条 (免責)</p> <p>1. 当社は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行わず、かかる情報等に起因して生じた損害について責めを負わないものとします。</p>	<p>第15条 (免責)</p> <p>1. 当社は、公衆無線 LAN 会員が公衆無線 LAN を通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性その他いかなる事項に関する保証も行いません。</p>
<p>第15条 (免責)</p> <p>2. 当社は、本規定等の他の条項にかかわらず、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益および間接損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。</p>	<p>第15条 (免責)</p> <p>2. 当社は、天災、事変、原因不明のネットワーク障害その他の不可抗力により生じた損害については、賠償責任を負わないものとします。</p>
<p>第15条 (免責)</p> <p>4. 当社は、前条および本規定に明示的に定める場合を除き、公衆無線 LAN 会員に対して一切の損害賠償責任および利用料金等の減額・返還の義務を負わないものとします。</p>	<p>第15条 (免責)</p> <p>4. 本規定に明示的に定める場合を除き、本サービスに関連して発生した会員 (消費者契約法第2条第1項に定める消費者以外の会員 (法人等) を除きます。) の損害について、当社の過失により、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、本サービスの利用料金の1ヵ月分を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意ま</p>

	たは重大な過失に起因する場合は、本項の規定は適用しません。
第 15 条 (免責)	第 15 条 (免責) 5. 当社は、会員が消費者契約法第 2 条第 1 項に定める消費者以外 (法人等) の場合、本サービスに基づき当該会員に生じた一切の損害について、本規定にて明示的に定める以外、賠償の責任を負わないものとします。